

第五回 浸水想定区域内総合調査に係る検討会資料

「洪水ハザードマップ作成の手引き」 第3編洪水ハザードマップの普及の骨子

平成17年8月5日

国土交通省 河川局 治水課

洪水ハザードマップの住民への普及3つの柱

洪水ハザードマップの住民への普及に当たっては、以下の3つの方法を組み合わせて実施する。その際、自治体自身の洪水ハザードマップに関する理解と意識の向上を図るとともに、防災対策等で有効に活用することが必要である。

洪水ハザードマップの周知		洪水ハザードマップの活用
<p>1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布</p> <p>水防法施行規則第四条第一号の記載</p> <p>浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面に市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達方法、避難場所等、地下街や特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設の名称・所在地等の事項を記載した印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること</p> <p>各世帯に確実に配布するとともに、転入者に対しても確実に配布するため、下記の2つの手段により配布する。</p> <p>○各世帯への配布手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各戸配布 ・自治体窓口での配布 	<p>2. 住民が洪水ハザードマップの情報の提供を受けることができる状態の確立</p> <p>水防法施行規則第四条第二号の記載</p> <p>図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと</p> <p>住民がいつでも洪水ハザードマップの提供を受けられるように、下記的手段もしくはそれに類する方法を1つ以上実施するとともに、洪水ハザードマップの提供が実施されていることや情報の在りか等の広報の充実に努める。</p> <p>○提供の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用による洪水ハザードマップの公開 ・掲示による洪水ハザードマップの公開 ・様々な施設への洪水ハザードマップの設置 <p>○広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で利用頻度の高い配布物による広報（電話帳(レッドページ)、広報誌、新聞等) ・多数の住民が参加するイベントでの広報 	<p>3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み</p> <p>水防法では規定されていないが、洪水ハザードマップを住民に浸透させ、真に地域の防災力を向上させるためには、以下の取り組みを通じて洪水ハザードマップの理解を深めることが重要である。</p> <p>○理解を深めるための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催 ・マスメディアの利用 ・防災訓練での活用 ・学校教育での活用 ・出前講座での活用

1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

□ねらい

- ・各世帯に確実に配布を行う。
- ・洪水時における円滑な避難の確保を図るため、企業や学校、医療機関等にも配布する。

□各世帯への確実な配布に当たってのポイント

○配布対象

- ・自治体内の全世帯に配布することが望まれるが、少なくとも浸水想定区域内の全世帯には必ず配布。
- ・自治体内の企業や学校、医療機関に対しても各世帯と同様に配布することが必要。なお、これに伴い企業や学校、医療機関等に水害時の一時避難場所としてのスペースや救援物資の提供等の協力も期待される。

○配布手段

- ・自治体内で既に整備されている各世帯への配布の仕組みの活用などにより確実かつ迅速な配布とする。（町内会、嘱託職員、シルバー人材等を活用した仕組み 等）
- ・自治体窓口での配布による転入者等への確実な配布

○配慮事項

- ・配布時の口頭説明や説明資料の添付等による洪水ハザードマップの認識及び理解の向上

2. 住民が洪水ハザードマップの情報の提供を受けられることができる状態の確立

□ねらい

- ・住民がいつでも洪水ハザードマップの情報の提供を受けられる環境の整備
- ・洪水ハザードマップが提供されていることの広報

□提供を受けられることができる状態の確立にあたってのポイント

○提供手段

- ・いつでも洪水ハザードマップの閲覧が可能となるインターネットを利用した提供
- ・多数の人が目にする場所への掲示や、実際に洪水ハザードマップを手にとったり、持ち帰ったりすることが可能となる設置(積み置き)による提供(郵便局、コンビニ、スーパー等への設置 など)

○広報手段

- ・地域で利用頻度の高い配布物による広報(広報誌、新聞、電話帳レッドページ等)
- ・多数の住民が参加する地域のイベントを通じた広報(盆踊り、お祭り等)

○配慮事項

- ・インターネットによる提供では、洪水ハザードマップ画面へのアクセスのしやすさ、操作性のよさ、重要事項が確認できるような画面の提供などの工夫が必要
- ・掲示や施設への設置では、日常的に多数の住民が訪れる施設への掲示、設置が有効
- ・住民の情報を受け取る環境や提供手段の特性を踏まえ、複数の手段を組み合わせることが重要
- ・洪水ハザードマップの提供や広報について、その目的に合わせて、通年的な実施のみならず期間を限定して重点的に実施するなど、めりはりを付けて継続して実施することが重要。

(水防月間の活用、地域の被災日に実施するなど)

3. 洪水ハザードマップの活用

□ねらい

住民が洪水の基礎的な知識や地域の洪水特性等を理解し、洪水時の円滑かつ迅速な避難が可能になるよう、洪水ハザードマップの理解を深める。

□活用にあたってのポイント

○対象者

- ・活用による効果を考慮し、その目的に応じて、対象を限定するのか全世帯とするのかを検討。
(洪水ハザードマップの普及なのか、地域のリーダーを育成するのか など)
- ・洪水時の円滑な避難を可能とするためには、地域のリーダーを対象とした説明会も有効。
- ・地域全体の防災力を高めるためには、企業や学校、医療機関等を対象とした説明会も有効。

○活用手段

- ・従来から実施されている防災訓練等で洪水ハザードマップを活用
- ・生徒だけでなく家庭への波及効果の高い学校教育での教材として洪水ハザードマップを活用
- ・マスコミの利用(地域CATVの利用)

○配慮事項

- ・説明会や防災訓練は、地域コミュニティーを考慮した実施が重要。
- ・説明会や学校教育などでは、対象者の属性や年齢に応じた資料を準備することが重要。
- ・教職員に向けた情報提供が重要(校長会でのマップの提供、教師への事前学習会の実施 など)
- ・防災訓練の企画運営は、住民自らが行ったほうが地域住民の参加率も高く意識高揚を図れる。
- ・洪水ハザードマップを住民に理解してもらうための参考書、ビデオ等を作成することも有効。
- ・防災に係る情報を住民が身近に感じられるように、防災に係るサインの検討も今後望まれる。